

広島県告示第六百三三号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号。以下「法」という。）第六十九条第一項の規定によつて、次のとおり聴聞を行う。

令和六年六月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

被聴聞者の住所及び氏名		聴聞の日時	聴聞の場所	聴聞の事由
住 所	氏 名			
広島市中区舟入 幸町四番一四号	株式会社パズル ハウス 代表者 沖 千 鶴	令和六年七月五 日（金） 午前十一時から 午前一時三〇 分	広島市中区基町 一〇番五二号 広島県庁舎北館 五階五〇一会議 室	法第六十五条第 二項第二号の規 定に該当する。